

記載内容を次のとおり訂正します。

訂正箇所	正誤区分	訂正内容	
特記仕様書 目次	誤	目	次
			頁
誤	誤	1. 工事概要	1
		2. 適用する共通仕様書	1
		3. 監督員、主任補助監督員の権限	1
		4. 配置技術者に関する事項	1
		5. 工事用地等に関する事項	2
		6. 土取場及び自工区外盛土場に関する事項	2
		7. 関連施設その他との関係	3
		8. 作業日及び作業期間に関する事項	5
		9. 関連工事に関する事項	7
		10. 道路構造物点検の実施	8
		11. 工事費構成内訳書に関する事項	8
		12. 工程表及び履行報告に関する事項	8
		13. 工事用道路に関する事項	9
		14. 工事用材料に関する事項	12
		15. 支給材及び貸与品に関する事項	12
		16. 保安に関する事項	13
		17. 環境保全に関する事項	17
		18. 再生資源及び建設副産物に関する事項	18
		19. 部分使用に関する事項	21
		20. 現場環境改善に関する事項	21
		21. 三者協議会に関する事項	22
		22. 工事細部に関する事項	23
		23. 補足事項	81
正	正	目	次
			頁
		1. 工事概要	1
		2. 適用する共通仕様書	1
		3. 監督員、主任補助監督員の権限	1
		4. 配置技術者に関する事項	1
		5. 工事用地等に関する事項	2
		6. 土取場及び自工区外盛土場に関する事項	2
		7. 関連施設その他との関係	3
		8. 作業日及び作業期間に関する事項	5
		9. 関連工事に関する事項	7
		10. 道路構造物点検の実施	8
		11. 工事費構成内訳書に関する事項	8
		12. 工程表及び履行報告に関する事項	8
		13. 工事用道路に関する事項	9
		14. 工事用材料に関する事項	12
		15. 支給材及び貸与品に関する事項	12
		16. 保安に関する事項	13
		17. 環境保全に関する事項	17
		18. 再生資源及び建設副産物に関する事項	18
		19. 部分使用に関する事項	21
		20. 現場環境改善に関する事項	22
		21. 三者協議会に関する事項	22
		22. 工事細部に関する事項	23
		23. 補足事項	83

記載内容を次のとおり訂正します。

訂正箇所	正誤区分	訂正内容						
特記仕様書 7頁 8-3 交通規制可能時間	誤	<p>8-2 夜間作業 京葉市川IC-Bランプ及び市道0214号の交通規制を伴う工事については、共通仕様書1-13の規定にかかわらず夜間作業を行うことができるものとする。</p> <p>8-3 交通規制可能時間 下表に示す項目の施工に伴う交通規制可能時間は表中に示す時間内とする。なお、監督員の指示により規制開始の延期または途中で規制解除（工事中止）を行うことがある。また、受注者は、交通規制による著しい渋滞若しくは、その恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時には、監督員の指示により、一時規制を解除（工事中止）する措置を講じなければならない。これらの措置に要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>路線名</th> <th>車線規制可能時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造物掘削 用・排水構造物工 防護柵撤去設置工 路面標示工 簡易舗装工 縁石工 構造物等取壊し工 地中連続壁工 中間杭工 地盤改良工 切梁・腹起し工 仮桟橋工 埋設管防護工 道路付属物工 舗設工</td> <td>京葉市川IC-Bランプ 市道0214号</td> <td>22:00～翌5:00</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	路線名	車線規制可能時間帯	構造物掘削 用・排水構造物工 防護柵撤去設置工 路面標示工 簡易舗装工 縁石工 構造物等取壊し工 地中連続壁工 中間杭工 地盤改良工 切梁・腹起し工 仮桟橋工 埋設管防護工 道路付属物工 舗設工	京葉市川IC-Bランプ 市道0214号	22:00～翌5:00
単価表の項目	路線名	車線規制可能時間帯						
構造物掘削 用・排水構造物工 防護柵撤去設置工 路面標示工 簡易舗装工 縁石工 構造物等取壊し工 地中連続壁工 中間杭工 地盤改良工 切梁・腹起し工 仮桟橋工 埋設管防護工 道路付属物工 舗設工	京葉市川IC-Bランプ 市道0214号	22:00～翌5:00						
	正	<p>8-2 夜間作業 京葉市川IC-Bランプ及び市道0214号の交通規制を伴う工事については、共通仕様書1-13の規定にかかわらず夜間作業を行うことができるものとする。</p> <p>8-3 交通規制可能時間 下表に示す項目の施工に伴う交通規制可能時間は表中に示す時間内とする。なお、監督員の指示により規制開始の延期または途中で規制解除（工事中止）を行うことがある。また、受注者は、交通規制による著しい渋滞若しくは、その恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時には、監督員の指示により、一時規制を解除（工事中止）する措置を講じなければならない。これらの措置に要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>路線名</th> <th>車線規制可能時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土工 構造物掘削 用・排水構造物工 防護柵撤去設置工 路面標示工 簡易舗装工 縁石工 構造物等取壊し工 地中連続壁工 中間杭工 地盤改良工 切梁・腹起し工 仮桟橋工 埋設管防護工 断面修復工 道路付属物工 舗設工</td> <td>京葉市川IC-Bランプ 市道0214号</td> <td>22:00～翌5:00</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	路線名	車線規制可能時間帯	盛土工 構造物掘削 用・排水構造物工 防護柵撤去設置工 路面標示工 簡易舗装工 縁石工 構造物等取壊し工 地中連続壁工 中間杭工 地盤改良工 切梁・腹起し工 仮桟橋工 埋設管防護工 断面修復工 道路付属物工 舗設工	京葉市川IC-Bランプ 市道0214号	22:00～翌5:00
単価表の項目	路線名	車線規制可能時間帯						
盛土工 構造物掘削 用・排水構造物工 防護柵撤去設置工 路面標示工 簡易舗装工 縁石工 構造物等取壊し工 地中連続壁工 中間杭工 地盤改良工 切梁・腹起し工 仮桟橋工 埋設管防護工 断面修復工 道路付属物工 舗設工	京葉市川IC-Bランプ 市道0214号	22:00～翌5:00						

記載内容を次のとおり訂正します。

訂正箇所	正誤区分	訂正内容																																																			
特記仕様書 13頁 16-2 交通規制	誤	<p>16. 保安に関する事項</p> <p>16-1 標識等の設置</p> <p>共通仕様書1-25-1に規定する安全対策を実施するにあたっては、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、標識等の交通安全施設を設置するものとする。</p> <p>また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード、保安灯等により交通車両及び一般通行人の転落を未然に防止する措置を講ずるものとする。</p> <p>16-2 交通規制</p> <p>(1) 交通規制は、本特記仕様書22-1によるものとし、工事内容別の交通規制の種別は下表のとおりとする。なお、道路交通法第80条の規定に基づく協議により設計図書の変更が生じた場合は、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>交通規制が必要な作業の単価表の項目</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通規制工</td> <td>構造物掘削</td> <td></td> </tr> <tr> <td>路肩規制</td> <td>用・排水構造物工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>I × 1. 0 (N)</td> <td>防護柵撤去設置工</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>路面標示工</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>縁石工</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造物等取壊し工</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>地中連続壁工</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>中間杭工</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>地盤改良工</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>切梁・腹起し工</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮桟橋工</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>埋設管防護工</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>道路付属物工</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>舗設工</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 受注者は、監督員が近接して施工を行う他工事と調整を行い、同一規制内での施工を指示した場合、これに従うものとし、他工事の円滑な施工及び調整に協力するものとする。</p>	単価表の項目	交通規制が必要な作業の単価表の項目	備考	交通規制工	構造物掘削		路肩規制	用・排水構造物工		I × 1. 0 (N)	防護柵撤去設置工			路面標示工			縁石工			構造物等取壊し工			地中連続壁工			中間杭工			地盤改良工			切梁・腹起し工			仮桟橋工			埋設管防護工			道路付属物工			舗設工							
単価表の項目	交通規制が必要な作業の単価表の項目	備考																																																			
交通規制工	構造物掘削																																																				
路肩規制	用・排水構造物工																																																				
I × 1. 0 (N)	防護柵撤去設置工																																																				
	路面標示工																																																				
	縁石工																																																				
	構造物等取壊し工																																																				
	地中連続壁工																																																				
	中間杭工																																																				
	地盤改良工																																																				
	切梁・腹起し工																																																				
	仮桟橋工																																																				
	埋設管防護工																																																				
	道路付属物工																																																				
	舗設工																																																				
	正	<p>16. 保安に関する事項</p> <p>16-1 標識等の設置</p> <p>共通仕様書1-25-1に規定する安全対策を実施するにあたっては、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、標識等の交通安全施設を設置するものとする。</p> <p>また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード、保安灯等により交通車両及び一般通行人の転落を未然に防止する措置を講ずるものとする。</p> <p>16-2 交通規制</p> <p>(1) 交通規制は、本特記仕様書22-1によるものとし、工事内容別の交通規制の種別は下表のとおりとする。なお、道路交通法第80条の規定に基づく協議により設計図書の変更が生じた場合は、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>交通規制が必要な作業の単価表の項目</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通規制工</td> <td>盛土工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>路肩規制</td> <td>構造物掘削</td> <td></td> </tr> <tr> <td>I × 1. 0 (N)</td> <td>用・排水構造物工</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>防護柵撤去設置工</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>路面標示工</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>縁石工</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造物等取壊し工</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>地中連続壁工</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>中間杭工</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>地盤改良工</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>切梁・腹起し工</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮桟橋工</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>埋設管防護工</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>断面修復工</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>道路付属物工</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>舗設工</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 受注者は、監督員が近接して施工を行う他工事と調整を行い、同一規制内での施工を指示した場合、これに従うものとし、他工事の円滑な施工及び調整に協力するものとする。</p>	単価表の項目	交通規制が必要な作業の単価表の項目	備考	交通規制工	盛土工		路肩規制	構造物掘削		I × 1. 0 (N)	用・排水構造物工			防護柵撤去設置工			路面標示工			縁石工			構造物等取壊し工			地中連続壁工			中間杭工			地盤改良工			切梁・腹起し工			仮桟橋工			埋設管防護工			断面修復工			道路付属物工			舗設工	
単価表の項目	交通規制が必要な作業の単価表の項目	備考																																																			
交通規制工	盛土工																																																				
路肩規制	構造物掘削																																																				
I × 1. 0 (N)	用・排水構造物工																																																				
	防護柵撤去設置工																																																				
	路面標示工																																																				
	縁石工																																																				
	構造物等取壊し工																																																				
	地中連続壁工																																																				
	中間杭工																																																				
	地盤改良工																																																				
	切梁・腹起し工																																																				
	仮桟橋工																																																				
	埋設管防護工																																																				
	断面修復工																																																				
	道路付属物工																																																				
	舗設工																																																				

記載内容を次のとおり訂正します。

訂正箇所	正誤区分	訂正内容																																												
特記仕様書 18頁 18-1 再生資材の 使用	誤	<p>18. 再生資源及び建設副産物に関する事項</p> <p>18-1 再生資材の使用</p> <p>(1) 再生資材は、下表に示す単価表の項目の単価を構成する材料に使用するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th><th>再生資材の種類</th><th>数量</th><th>適用指針等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2-(5) 盛土工 A 1</td><td>流動化処理土</td><td>約12,000m³</td><td></td></tr> <tr> <td>2-(5) 盛土工 A 2</td><td>再生切込碎石 (RC-40)</td><td>約22,000m³</td><td></td></tr> <tr> <td>2-(5) 盛土工 B 1</td><td>建設発生土</td><td>約 1,500m³</td><td></td></tr> <tr> <td>18-(3) 簡易舗装工 再生粒度調整路盤工</td><td>再生粒度調整碎石 (RM-40)</td><td>約 410m²</td><td>舗装再生便覧 (社)日本道路協会</td></tr> <tr> <td>18-(3) 簡易舗装工 再生切込碎石路盤工</td><td>再生切込碎石 (RC-40)</td><td>約 530m²</td><td>舗装再生便覧 (社)日本道路協会</td></tr> <tr> <td>18-(3) 簡易舗装工 再生加熱アスファルト表層工</td><td>再生密粒度アスファルト混合物 (13mm)</td><td>約 350m²</td><td>舗装再生便覧 (社)日本道路協会</td></tr> <tr> <td>18-(3) 簡易舗装工 再生加熱アスファルト表層工(改質II型)</td><td>再生密粒度アスファルト混合物 (13mm)</td><td>約 420m²</td><td>舗装再生便覧 (社)日本道路協会</td></tr> <tr> <td>18-(3) 簡易舗装工 再生加熱アスファルト基層工(改質II型)</td><td>再生密粒度アスファルト混合物 (13mm)</td><td>約 420m²</td><td>舗装再生便覧 (社)日本道路協会</td></tr> <tr> <td>18-(3) 簡易舗装工 再生加熱アスファルト安定処理路盤工</td><td>再生加熱アスファルト安定処理混合物</td><td>約 420m²</td><td>舗装再生便覧 (社)日本道路協会</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 受注者は前項(1)示す建設発生土以外の再生資材の施工にあたっては、その都度、再資源化施設に品質及び供給可能量の照会(様式-4)を行うものとする。</p>					単価表の項目	再生資材の種類	数量	適用指針等	2-(5) 盛土工 A 1	流動化処理土	約12,000m ³		2-(5) 盛土工 A 2	再生切込碎石 (RC-40)	約22,000m ³		2-(5) 盛土工 B 1	建設発生土	約 1,500m ³		18-(3) 簡易舗装工 再生粒度調整路盤工	再生粒度調整碎石 (RM-40)	約 410m ²	舗装再生便覧 (社)日本道路協会	18-(3) 簡易舗装工 再生切込碎石路盤工	再生切込碎石 (RC-40)	約 530m ²	舗装再生便覧 (社)日本道路協会	18-(3) 簡易舗装工 再生加熱アスファルト表層工	再生密粒度アスファルト混合物 (13mm)	約 350m ²	舗装再生便覧 (社)日本道路協会	18-(3) 簡易舗装工 再生加熱アスファルト表層工(改質II型)	再生密粒度アスファルト混合物 (13mm)	約 420m ²	舗装再生便覧 (社)日本道路協会	18-(3) 簡易舗装工 再生加熱アスファルト基層工(改質II型)	再生密粒度アスファルト混合物 (13mm)	約 420m ²	舗装再生便覧 (社)日本道路協会	18-(3) 簡易舗装工 再生加熱アスファルト安定処理路盤工	再生加熱アスファルト安定処理混合物	約 420m ²	舗装再生便覧 (社)日本道路協会
単価表の項目	再生資材の種類	数量	適用指針等																																											
2-(5) 盛土工 A 1	流動化処理土	約12,000m ³																																												
2-(5) 盛土工 A 2	再生切込碎石 (RC-40)	約22,000m ³																																												
2-(5) 盛土工 B 1	建設発生土	約 1,500m ³																																												
18-(3) 簡易舗装工 再生粒度調整路盤工	再生粒度調整碎石 (RM-40)	約 410m ²	舗装再生便覧 (社)日本道路協会																																											
18-(3) 簡易舗装工 再生切込碎石路盤工	再生切込碎石 (RC-40)	約 530m ²	舗装再生便覧 (社)日本道路協会																																											
18-(3) 簡易舗装工 再生加熱アスファルト表層工	再生密粒度アスファルト混合物 (13mm)	約 350m ²	舗装再生便覧 (社)日本道路協会																																											
18-(3) 簡易舗装工 再生加熱アスファルト表層工(改質II型)	再生密粒度アスファルト混合物 (13mm)	約 420m ²	舗装再生便覧 (社)日本道路協会																																											
18-(3) 簡易舗装工 再生加熱アスファルト基層工(改質II型)	再生密粒度アスファルト混合物 (13mm)	約 420m ²	舗装再生便覧 (社)日本道路協会																																											
18-(3) 簡易舗装工 再生加熱アスファルト安定処理路盤工	再生加熱アスファルト安定処理混合物	約 420m ²	舗装再生便覧 (社)日本道路協会																																											
正		<p>18. 再生資源及び建設副産物に関する事項</p> <p>18-1 再生資材の使用</p> <p>(1) 再生資材は、下表に示す単価表の項目の単価を構成する材料に使用するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th><th>再生資材の種類</th><th>数量</th><th>適用指針等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2-(5) 盛土工 A 1</td><td>流動化処理土</td><td>約12,000m³</td><td></td></tr> <tr> <td>2-(5) 盛土工 A 2</td><td>再生切込碎石 (RC-40)</td><td>約22,000m³</td><td></td></tr> <tr> <td>2-(5) 盛土工 A 2 (N)</td><td>再生切込碎石 (RC-40)</td><td>約 880m³</td><td></td></tr> <tr> <td>2-(5) 盛土工 B 1</td><td>建設発生土</td><td>約 1,600m³</td><td></td></tr> <tr> <td>18-(3) 簡易舗装工 再生粒度調整路盤工</td><td>再生粒度調整碎石 (RM-40)</td><td>約 410m²</td><td>舗装再生便覧 (社)日本道路協会</td></tr> <tr> <td>18-(3) 簡易舗装工 再生切込碎石路盤工</td><td>再生切込碎石 (RC-40)</td><td>約 530m²</td><td>舗装再生便覧 (社)日本道路協会</td></tr> <tr> <td>18-(3) 簡易舗装工 再生加熱アスファルト表層工</td><td>再生密粒度アスファルト混合物 (13mm)</td><td>約 350m²</td><td>舗装再生便覧 (社)日本道路協会</td></tr> <tr> <td>18-(3) 簡易舗装工 再生加熱アスファルト表層工(改質II型)</td><td>再生密粒度アスファルト混合物 (13mm)</td><td>約 420m²</td><td>舗装再生便覧 (社)日本道路協会</td></tr> <tr> <td>18-(3) 簡易舗装工 再生加熱アスファルト基層工(改質II型)</td><td>再生密粒度アスファルト混合物 (13mm)</td><td>約 420m²</td><td>舗装再生便覧 (社)日本道路協会</td></tr> </tbody> </table>				単価表の項目	再生資材の種類	数量	適用指針等	2-(5) 盛土工 A 1	流動化処理土	約12,000m ³		2-(5) 盛土工 A 2	再生切込碎石 (RC-40)	約22,000m ³		2-(5) 盛土工 A 2 (N)	再生切込碎石 (RC-40)	約 880m ³		2-(5) 盛土工 B 1	建設発生土	約 1,600m ³		18-(3) 簡易舗装工 再生粒度調整路盤工	再生粒度調整碎石 (RM-40)	約 410m ²	舗装再生便覧 (社)日本道路協会	18-(3) 簡易舗装工 再生切込碎石路盤工	再生切込碎石 (RC-40)	約 530m ²	舗装再生便覧 (社)日本道路協会	18-(3) 簡易舗装工 再生加熱アスファルト表層工	再生密粒度アスファルト混合物 (13mm)	約 350m ²	舗装再生便覧 (社)日本道路協会	18-(3) 簡易舗装工 再生加熱アスファルト表層工(改質II型)	再生密粒度アスファルト混合物 (13mm)	約 420m ²	舗装再生便覧 (社)日本道路協会	18-(3) 簡易舗装工 再生加熱アスファルト基層工(改質II型)	再生密粒度アスファルト混合物 (13mm)	約 420m ²	舗装再生便覧 (社)日本道路協会	
単価表の項目	再生資材の種類	数量	適用指針等																																											
2-(5) 盛土工 A 1	流動化処理土	約12,000m ³																																												
2-(5) 盛土工 A 2	再生切込碎石 (RC-40)	約22,000m ³																																												
2-(5) 盛土工 A 2 (N)	再生切込碎石 (RC-40)	約 880m ³																																												
2-(5) 盛土工 B 1	建設発生土	約 1,600m ³																																												
18-(3) 簡易舗装工 再生粒度調整路盤工	再生粒度調整碎石 (RM-40)	約 410m ²	舗装再生便覧 (社)日本道路協会																																											
18-(3) 簡易舗装工 再生切込碎石路盤工	再生切込碎石 (RC-40)	約 530m ²	舗装再生便覧 (社)日本道路協会																																											
18-(3) 簡易舗装工 再生加熱アスファルト表層工	再生密粒度アスファルト混合物 (13mm)	約 350m ²	舗装再生便覧 (社)日本道路協会																																											
18-(3) 簡易舗装工 再生加熱アスファルト表層工(改質II型)	再生密粒度アスファルト混合物 (13mm)	約 420m ²	舗装再生便覧 (社)日本道路協会																																											
18-(3) 簡易舗装工 再生加熱アスファルト基層工(改質II型)	再生密粒度アスファルト混合物 (13mm)	約 420m ²	舗装再生便覧 (社)日本道路協会																																											

記載内容を次のとおり訂正します。

訂正箇所	正誤区分	訂正内容																																								
特記仕様書 19頁 18-2 建設副産物 の活用等	誤	<p>18-2 建設副産物の活用等</p> <p>(1) 共通仕様書1-28の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th> <th>発生場所</th> <th>数量</th> <th>活用方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シグリ塊</td><td>川・排水溝、路石工 (市道0214号) 鋼板橋矢板工・設置工A、設置工B 埋設物切削工・H5 (貯設汚水入札No.9B-2) 埋設物撤去工・埋設物取扱工 T-type A4、A5 既設雨水管(ヒューム管) 構造物撤去工・Aランプ接続部 構造物撤去工・Cランプ接続部 構造物撤去工・Gランプ避難通路部 道路の築物工・門型橋脚(R) (N) (京葉市用IC-Bランプ)</td><td>約 190m³</td><td>再資源化施設</td></tr> <tr> <td>シグリ塊(粗大塊)</td><td>構造物撤去工・Cランプ接続部</td><td>約 115m³</td><td>再資源化施設</td></tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td><td>構造物等取扱工 (京葉市用IC-Bランプ、市道0214号)</td><td>約 300m³</td><td>再資源化施設</td></tr> <tr> <td>建設汚泥</td><td>地中連続壁工 地盤改良工 中間杭工 埋設物切削工 水管工</td><td>約 19,000m³</td><td>再資源化施設</td></tr> <tr> <td>ソイルガラ類</td><td>構造物撤削 特殊部B 構造物撤削 特殊部B (U) 構造物撤削 特殊部I 地中連続壁工・撤去工A 地中連続壁工・撤去工B 地中連続壁工・撤去工C 構造物撤去工・Aランプ接続部 構造物撤去工・Cランプ接続部</td><td>約 2,000m³</td><td>再資源化施設</td></tr> <tr> <td>建設発生土 (砂石混じり)</td><td>構造物撤削 特殊部A</td><td>約 700m³</td><td>再資源化施設</td></tr> <tr> <td>建設発生土 (砂石混じり)</td><td>構造物撤削 特殊部E 構造物撤削 特殊部F</td><td>約 3,000m³</td><td>再資源化施設</td></tr> <tr> <td>建設発生土 (第2種特定有害物質を含む)</td><td>構造物撤削 特殊部D 構造物撤削 特殊部D (U) 構造物撤削 特殊部II</td><td>約 50,000m³</td><td>再資源化施設</td></tr> <tr> <td>建設発生土 (健全土)</td><td>構造物撤削 特殊部C 特殊部C (U)</td><td>—</td><td>本特記仕様書6-2自T区外壁上場に付する事項による</td></tr> </tbody> </table>	建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等	シグリ塊	川・排水溝、路石工 (市道0214号) 鋼板橋矢板工・設置工A、設置工B 埋設物切削工・H5 (貯設汚水入札No.9B-2) 埋設物撤去工・埋設物取扱工 T-type A4、A5 既設雨水管(ヒューム管) 構造物撤去工・Aランプ接続部 構造物撤去工・Cランプ接続部 構造物撤去工・Gランプ避難通路部 道路の築物工・門型橋脚(R) (N) (京葉市用IC-Bランプ)	約 190m ³	再資源化施設	シグリ塊(粗大塊)	構造物撤去工・Cランプ接続部	約 115m ³	再資源化施設	アスファルト・コンクリート塊	構造物等取扱工 (京葉市用IC-Bランプ、市道0214号)	約 300m ³	再資源化施設	建設汚泥	地中連続壁工 地盤改良工 中間杭工 埋設物切削工 水管工	約 19,000m ³	再資源化施設	ソイルガラ類	構造物撤削 特殊部B 構造物撤削 特殊部B (U) 構造物撤削 特殊部I 地中連続壁工・撤去工A 地中連続壁工・撤去工B 地中連続壁工・撤去工C 構造物撤去工・Aランプ接続部 構造物撤去工・Cランプ接続部	約 2,000m ³	再資源化施設	建設発生土 (砂石混じり)	構造物撤削 特殊部A	約 700m ³	再資源化施設	建設発生土 (砂石混じり)	構造物撤削 特殊部E 構造物撤削 特殊部F	約 3,000m ³	再資源化施設	建設発生土 (第2種特定有害物質を含む)	構造物撤削 特殊部D 構造物撤削 特殊部D (U) 構造物撤削 特殊部II	約 50,000m ³	再資源化施設	建設発生土 (健全土)	構造物撤削 特殊部C 特殊部C (U)	—	本特記仕様書6-2自T区外壁上場に付する事項による
建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等																																							
シグリ塊	川・排水溝、路石工 (市道0214号) 鋼板橋矢板工・設置工A、設置工B 埋設物切削工・H5 (貯設汚水入札No.9B-2) 埋設物撤去工・埋設物取扱工 T-type A4、A5 既設雨水管(ヒューム管) 構造物撤去工・Aランプ接続部 構造物撤去工・Cランプ接続部 構造物撤去工・Gランプ避難通路部 道路の築物工・門型橋脚(R) (N) (京葉市用IC-Bランプ)	約 190m ³	再資源化施設																																							
シグリ塊(粗大塊)	構造物撤去工・Cランプ接続部	約 115m ³	再資源化施設																																							
アスファルト・コンクリート塊	構造物等取扱工 (京葉市用IC-Bランプ、市道0214号)	約 300m ³	再資源化施設																																							
建設汚泥	地中連続壁工 地盤改良工 中間杭工 埋設物切削工 水管工	約 19,000m ³	再資源化施設																																							
ソイルガラ類	構造物撤削 特殊部B 構造物撤削 特殊部B (U) 構造物撤削 特殊部I 地中連続壁工・撤去工A 地中連続壁工・撤去工B 地中連続壁工・撤去工C 構造物撤去工・Aランプ接続部 構造物撤去工・Cランプ接続部	約 2,000m ³	再資源化施設																																							
建設発生土 (砂石混じり)	構造物撤削 特殊部A	約 700m ³	再資源化施設																																							
建設発生土 (砂石混じり)	構造物撤削 特殊部E 構造物撤削 特殊部F	約 3,000m ³	再資源化施設																																							
建設発生土 (第2種特定有害物質を含む)	構造物撤削 特殊部D 構造物撤削 特殊部D (U) 構造物撤削 特殊部II	約 50,000m ³	再資源化施設																																							
建設発生土 (健全土)	構造物撤削 特殊部C 特殊部C (U)	—	本特記仕様書6-2自T区外壁上場に付する事項による																																							
	正	<p>18-2 建設副産物の活用等</p> <p>(1) 共通仕様書1-28の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th> <th>発生場所</th> <th>数量</th> <th>活用方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シグリ塊</td><td>川・排水溝、路石工 (市道0214号) 鋼板橋矢板工・設置工A、設置工B 埋設物切削工・H5 (貯設汚水入札No.9B-2) 埋設物撤去工・埋設物取扱工 T-type A4、A5 既設雨水管(ヒューム管) 構造物撤去工・Aランプ接続部 構造物撤去工・Cランプ接続部 構造物撤去工・Gランプ避難通路部 道路の築物工・門型橋脚(R) (N) (京葉市用IC-Bランプ)</td><td>約 190m³</td><td>再資源化施設</td></tr> <tr> <td>シグリ塊(粗大塊)</td><td>構造物撤去工・Cランプ接続部</td><td>約 115m³</td><td>再資源化施設</td></tr> <tr> <td>アスファルト・シグリ塊</td><td>構造物等取扱工 (京葉市用IC-Bランプ、市道0214号)</td><td>約 300m³</td><td>再資源化施設</td></tr> <tr> <td>建設汚泥</td><td>地中連続壁工 地盤改良工 中間杭工 埋設物切削工 水管工</td><td>約 19,000m³</td><td>再資源化施設</td></tr> <tr> <td>ソイルガラ類</td><td>構造物撤削 特殊部B 構造物撤削 特殊部B (U) 構造物撤削 特殊部I 地中連続壁工・撤去工A 地中連続壁工・撤去工B 地中連続壁工・撤去工C 構造物撤去工・Aランプ接続部 構造物撤去工・Cランプ接続部</td><td>約 2,000m³</td><td>再資源化施設</td></tr> <tr> <td>建設発生土 (砂石混じり)</td><td>構造物撤削 特殊部A</td><td>約 700m³</td><td>再資源化施設</td></tr> <tr> <td>建設発生土 (砂石混じり)</td><td>構造物撤削 特殊部E 構造物撤削 特殊部F</td><td>約 3,000m³</td><td>再資源化施設</td></tr> <tr> <td>建設発生土 (第2種特定有害物質を含む)</td><td>構造物撤削 特殊部D 構造物撤削 特殊部D (U) 構造物撤削 特殊部II</td><td>約 50,000m³</td><td>再資源化施設</td></tr> <tr> <td>建設発生土 (健全土)</td><td>構造物撤削 特殊部C 特殊部C (U)</td><td>—</td><td>本特記仕様書6-2自T区外壁上場に付する事項による</td></tr> </tbody> </table>	建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等	シグリ塊	川・排水溝、路石工 (市道0214号) 鋼板橋矢板工・設置工A、設置工B 埋設物切削工・H5 (貯設汚水入札No.9B-2) 埋設物撤去工・埋設物取扱工 T-type A4、A5 既設雨水管(ヒューム管) 構造物撤去工・Aランプ接続部 構造物撤去工・Cランプ接続部 構造物撤去工・Gランプ避難通路部 道路の築物工・門型橋脚(R) (N) (京葉市用IC-Bランプ)	約 190m ³	再資源化施設	シグリ塊(粗大塊)	構造物撤去工・Cランプ接続部	約 115m ³	再資源化施設	アスファルト・シグリ塊	構造物等取扱工 (京葉市用IC-Bランプ、市道0214号)	約 300m ³	再資源化施設	建設汚泥	地中連続壁工 地盤改良工 中間杭工 埋設物切削工 水管工	約 19,000m ³	再資源化施設	ソイルガラ類	構造物撤削 特殊部B 構造物撤削 特殊部B (U) 構造物撤削 特殊部I 地中連続壁工・撤去工A 地中連続壁工・撤去工B 地中連続壁工・撤去工C 構造物撤去工・Aランプ接続部 構造物撤去工・Cランプ接続部	約 2,000m ³	再資源化施設	建設発生土 (砂石混じり)	構造物撤削 特殊部A	約 700m ³	再資源化施設	建設発生土 (砂石混じり)	構造物撤削 特殊部E 構造物撤削 特殊部F	約 3,000m ³	再資源化施設	建設発生土 (第2種特定有害物質を含む)	構造物撤削 特殊部D 構造物撤削 特殊部D (U) 構造物撤削 特殊部II	約 50,000m ³	再資源化施設	建設発生土 (健全土)	構造物撤削 特殊部C 特殊部C (U)	—	本特記仕様書6-2自T区外壁上場に付する事項による
建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等																																							
シグリ塊	川・排水溝、路石工 (市道0214号) 鋼板橋矢板工・設置工A、設置工B 埋設物切削工・H5 (貯設汚水入札No.9B-2) 埋設物撤去工・埋設物取扱工 T-type A4、A5 既設雨水管(ヒューム管) 構造物撤去工・Aランプ接続部 構造物撤去工・Cランプ接続部 構造物撤去工・Gランプ避難通路部 道路の築物工・門型橋脚(R) (N) (京葉市用IC-Bランプ)	約 190m ³	再資源化施設																																							
シグリ塊(粗大塊)	構造物撤去工・Cランプ接続部	約 115m ³	再資源化施設																																							
アスファルト・シグリ塊	構造物等取扱工 (京葉市用IC-Bランプ、市道0214号)	約 300m ³	再資源化施設																																							
建設汚泥	地中連続壁工 地盤改良工 中間杭工 埋設物切削工 水管工	約 19,000m ³	再資源化施設																																							
ソイルガラ類	構造物撤削 特殊部B 構造物撤削 特殊部B (U) 構造物撤削 特殊部I 地中連続壁工・撤去工A 地中連続壁工・撤去工B 地中連続壁工・撤去工C 構造物撤去工・Aランプ接続部 構造物撤去工・Cランプ接続部	約 2,000m ³	再資源化施設																																							
建設発生土 (砂石混じり)	構造物撤削 特殊部A	約 700m ³	再資源化施設																																							
建設発生土 (砂石混じり)	構造物撤削 特殊部E 構造物撤削 特殊部F	約 3,000m ³	再資源化施設																																							
建設発生土 (第2種特定有害物質を含む)	構造物撤削 特殊部D 構造物撤削 特殊部D (U) 構造物撤削 特殊部II	約 50,000m ³	再資源化施設																																							
建設発生土 (健全土)	構造物撤削 特殊部C 特殊部C (U)	—	本特記仕様書6-2自T区外壁上場に付する事項による																																							

記載内容を次のとおり訂正します。

訂正箇所	正誤区分	訂正内容																																					
特記仕様書 23頁 22-3- 1 盛土工	誤	<p>22-3 土工 22-3-1 盛土工</p> <p>(1) 作業内容</p> <p>1) 共通仕様書2-7-1に規定する盛土工の作業内容及び単価表の項目の種別は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>作業内容</th> <th>使用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土工 A 1</td> <td>購入材料(流動化処理土)を使用して、埋戻しをすることをいう。</td> <td>函体側部埋戻し・路下部(供用道路下)避難階段部</td> </tr> <tr> <td>盛土工 A 2</td> <td>購入材料(再生切込碎石 RC-40)を使用して、埋戻しをすることをいう。</td> <td>函体上部埋戻し(路体)</td> </tr> <tr> <td>盛土工 B 1</td> <td>幕張若葉土取場仮置土を使用して、埋戻しをすることをいう。</td> <td>函体上部埋戻し(路体)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 支 払</p> <p>共通仕様書2-7-8「支払」に下記を追加する。</p> <p>1) 盛土工A 1の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う材料の購入、埋戻し、品質管理等盛土工A 1の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2-(5) 盛土工</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 盛土工 A 1</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td> 盛土工 A 2</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td> 盛土工 B 1</td> <td>m³</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	作業内容	使用箇所	盛土工 A 1	購入材料(流動化処理土)を使用して、埋戻しをすることをいう。	函体側部埋戻し・路下部(供用道路下)避難階段部	盛土工 A 2	購入材料(再生切込碎石 RC-40)を使用して、埋戻しをすることをいう。	函体上部埋戻し(路体)	盛土工 B 1	幕張若葉土取場仮置土を使用して、埋戻しをすることをいう。	函体上部埋戻し(路体)	単価表の項目	検測の単位	2-(5) 盛土工		盛土工 A 1	m ³	盛土工 A 2	m ³	盛土工 B 1	m ³															
単価表の項目	作業内容	使用箇所																																					
盛土工 A 1	購入材料(流動化処理土)を使用して、埋戻しをすることをいう。	函体側部埋戻し・路下部(供用道路下)避難階段部																																					
盛土工 A 2	購入材料(再生切込碎石 RC-40)を使用して、埋戻しをすることをいう。	函体上部埋戻し(路体)																																					
盛土工 B 1	幕張若葉土取場仮置土を使用して、埋戻しをすることをいう。	函体上部埋戻し(路体)																																					
単価表の項目	検測の単位																																						
2-(5) 盛土工																																							
盛土工 A 1	m ³																																						
盛土工 A 2	m ³																																						
盛土工 B 1	m ³																																						
	正	<p>22-3 土工 22-3-1 盛土工</p> <p>(1) 作業内容</p> <p>1) 共通仕様書2-7-1に規定する盛土工の作業内容及び単価表の項目の種別は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>作業内容</th> <th>使用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土工 A 1</td> <td>購入材料(流動化処理土)を使用して、埋戻しをすることをいう。</td> <td>函体側部埋戻し 函体上部埋戻し(路体) 避難階段側部埋戻し</td> </tr> <tr> <td>盛土工 A 2</td> <td>購入材料(再生切込碎石 RC-40)を使用して、埋戻しをすることをいう。</td> <td>函体上部埋戻し(路体)</td> </tr> <tr> <td>盛土工 A 2 (N)</td> <td>購入材料(切込碎石 C-40)を使用して、埋戻しをすることをいう。</td> <td>路下部(供用道路下路体)</td> </tr> <tr> <td>盛土工 A 3</td> <td>購入材料(切込碎石 C-40)を使用して、埋戻しをすることをいう。</td> <td>函体上部埋戻し(路体)</td> </tr> <tr> <td>盛土工 A 3 (N)</td> <td>購入材料(切込碎石 C-40)を使用して、埋戻しをすることをいう。</td> <td>路下部(供用道路下路体)</td> </tr> <tr> <td>盛土工 B 1</td> <td>幕張若葉土取場仮置土を使用して、埋戻しをすることをいう。</td> <td>函体上部埋戻し(路体)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 支 払</p> <p>共通仕様書2-7-8「支払」に下記を追加する。</p> <p>1) 盛土工A 1の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う材料の購入、埋戻し、品質管理等盛土工A 1の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2-(5) 盛土工</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 盛土工 A 1</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td> 盛土工 A 2</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td> 盛土工 A 2 (N)</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td> 盛土工 A 3</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td> 盛土工 A 3 (N)</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td> 盛土工 B 1</td> <td>m³</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	作業内容	使用箇所	盛土工 A 1	購入材料(流動化処理土)を使用して、埋戻しをすることをいう。	函体側部埋戻し 函体上部埋戻し(路体) 避難階段側部埋戻し	盛土工 A 2	購入材料(再生切込碎石 RC-40)を使用して、埋戻しをすることをいう。	函体上部埋戻し(路体)	盛土工 A 2 (N)	購入材料(切込碎石 C-40)を使用して、埋戻しをすることをいう。	路下部(供用道路下路体)	盛土工 A 3	購入材料(切込碎石 C-40)を使用して、埋戻しをすることをいう。	函体上部埋戻し(路体)	盛土工 A 3 (N)	購入材料(切込碎石 C-40)を使用して、埋戻しをすることをいう。	路下部(供用道路下路体)	盛土工 B 1	幕張若葉土取場仮置土を使用して、埋戻しをすることをいう。	函体上部埋戻し(路体)	単価表の項目	検測の単位	2-(5) 盛土工		盛土工 A 1	m ³	盛土工 A 2	m ³	盛土工 A 2 (N)	m ³	盛土工 A 3	m ³	盛土工 A 3 (N)	m ³	盛土工 B 1	m ³
単価表の項目	作業内容	使用箇所																																					
盛土工 A 1	購入材料(流動化処理土)を使用して、埋戻しをすることをいう。	函体側部埋戻し 函体上部埋戻し(路体) 避難階段側部埋戻し																																					
盛土工 A 2	購入材料(再生切込碎石 RC-40)を使用して、埋戻しをすることをいう。	函体上部埋戻し(路体)																																					
盛土工 A 2 (N)	購入材料(切込碎石 C-40)を使用して、埋戻しをすることをいう。	路下部(供用道路下路体)																																					
盛土工 A 3	購入材料(切込碎石 C-40)を使用して、埋戻しをすることをいう。	函体上部埋戻し(路体)																																					
盛土工 A 3 (N)	購入材料(切込碎石 C-40)を使用して、埋戻しをすることをいう。	路下部(供用道路下路体)																																					
盛土工 B 1	幕張若葉土取場仮置土を使用して、埋戻しをすることをいう。	函体上部埋戻し(路体)																																					
単価表の項目	検測の単位																																						
2-(5) 盛土工																																							
盛土工 A 1	m ³																																						
盛土工 A 2	m ³																																						
盛土工 A 2 (N)	m ³																																						
盛土工 A 3	m ³																																						
盛土工 A 3 (N)	m ³																																						
盛土工 B 1	m ³																																						

記載内容を次のとおり訂正します。

訂正箇所	正誤区分	訂正内容												
特記仕様書 41頁 22-11 交通規制工														
	誤	<p>22-11 交通規制工</p> <p>(1) 共通仕様書19-3-2に規定する交通規制工の単価表の項目の種別は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th><th>交通規制箇所</th><th>交通規制内の工事内容</th><th>規制時間※</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路肩規制 I × 1. 0 (N)</td><td>京葉市川 IC -B ランプ</td><td> 構造物掘削 用・排水構造物工 防護柵撤去設置工 路面標示工 縁石工 構造物等取壊し工 地中連続壁工 中間杭工 地盤改良工 切梁・腹起し工 仮桟橋工 埋設管防護工 道路付属物工 舗設工 </td><td>22:00～翌5:00</td><td></td></tr> </tbody> </table>	単価表の項目	交通規制箇所	交通規制内の工事内容	規制時間※	備考	路肩規制 I × 1. 0 (N)	京葉市川 IC -B ランプ	構造物掘削 用・排水構造物工 防護柵撤去設置工 路面標示工 縁石工 構造物等取壊し工 地中連続壁工 中間杭工 地盤改良工 切梁・腹起し工 仮桟橋工 埋設管防護工 道路付属物工 舗設工	22:00～翌5:00			
単価表の項目	交通規制箇所	交通規制内の工事内容	規制時間※	備考										
路肩規制 I × 1. 0 (N)	京葉市川 IC -B ランプ	構造物掘削 用・排水構造物工 防護柵撤去設置工 路面標示工 縁石工 構造物等取壊し工 地中連続壁工 中間杭工 地盤改良工 切梁・腹起し工 仮桟橋工 埋設管防護工 道路付属物工 舗設工	22:00～翌5:00											
	正	<p>22-11 交通規制工</p> <p>(1) 共通仕様書19-3-2に規定する交通規制工の単価表の項目の種別は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th><th>交通規制箇所</th><th>交通規制内の工事内容</th><th>規制時間※</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路肩規制 I × 1. 0 (N)</td><td>京葉市川 IC -B ランプ</td><td> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">盛土工</div> 構造物掘削 用・排水構造物工 防護柵撤去設置工 路面標示工 縁石工 構造物等取壊し工 地中連続壁工 中間杭工 地盤改良工 切梁・腹起し工 仮桟橋工 埋設管防護工 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">断面修復工</div> 道路付属物工 舗設工 </td><td>22:00～翌5:00</td><td></td></tr> </tbody> </table>	単価表の項目	交通規制箇所	交通規制内の工事内容	規制時間※	備考	路肩規制 I × 1. 0 (N)	京葉市川 IC -B ランプ	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">盛土工</div> 構造物掘削 用・排水構造物工 防護柵撤去設置工 路面標示工 縁石工 構造物等取壊し工 地中連続壁工 中間杭工 地盤改良工 切梁・腹起し工 仮桟橋工 埋設管防護工 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">断面修復工</div> 道路付属物工 舗設工	22:00～翌5:00			
単価表の項目	交通規制箇所	交通規制内の工事内容	規制時間※	備考										
路肩規制 I × 1. 0 (N)	京葉市川 IC -B ランプ	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">盛土工</div> 構造物掘削 用・排水構造物工 防護柵撤去設置工 路面標示工 縁石工 構造物等取壊し工 地中連続壁工 中間杭工 地盤改良工 切梁・腹起し工 仮桟橋工 埋設管防護工 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">断面修復工</div> 道路付属物工 舗設工	22:00～翌5:00											

記載内容を次のとおり訂正します。

訂正箇所	正誤区分	訂正内容														
特記仕様書 43頁 22-13 地中連続壁工		<p>22-13 地中連続壁工</p> <p>22-13-1 定義 地中連続壁工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、地中連続壁を施工することをい う。</p> <p>22-13-2 種別 地中連続壁工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分 内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>φ850 A</td> <td>φ850mmの柱式連続地中壁を環境負荷低減型ソイルセメント連続壁工法(E CO-MW)により構築するもの。単杭施工での先行削孔を含む。布垣、錐錨、ソイルセメント壁の造成、芯材の建込み、セメント・ペントナイト等の材料を含む。遮断壁(芯材なし)を含む。</td> </tr> <tr> <td>φ850 A (N)</td> <td>φ850mmの柱式連続地中壁を環境負荷低減型ソイルセメント連続壁工法(E CO-MW)により構築するもの。単杭施工での先行削孔を含む。布垣、錐錨、ソイルセメント壁の造成、芯材の建込み、セメント・ペントナイト等の材料を含む。遮断壁(芯材なし)を含む。</td> </tr> <tr> <td>φ1000 A</td> <td>φ1000mmの柱式連続地中壁を環境負荷低減型ソイルセメント連続壁工法(E CO-MW)により構築するもの。単杭施工での先行削孔を含む。布垣、錐錨、ソイルセメント壁の造成、芯材の建込み、セメント・ペントナイト等の材料を含む。</td> </tr> <tr> <td>φ1000 A (N)</td> <td>φ1000mmの柱式連続地中壁をリーダー式ケーシング回転掘削工法により構築するもの。掘削、モルタルの打設、芯材の建込み、モルタル等の材料、覆工板の日々の開閉、施工箇所への資機材の日々の移動を含む。</td> </tr> <tr> <td>φ1000 C (N)</td> <td>φ1000mmの柱式連続地中壁をリーダー式ケーシング回転掘削工法により構築するもの。掘削、モルタルの打設、芯材の建込み、モルタル等の材料、覆工板の日々の開閉、施工箇所への資機材の日々の移動を含む。</td> </tr> <tr> <td>φ1200 C (N)</td> <td>φ1200mmの柱式連続地中壁をリーダー式ケーシング回転掘削工法により構築するもの。掘削、モルタルの打設、芯材の建込み、モルタル等の材料、覆工板の日々の開閉、施工箇所への資機材の日々の移動を含む。</td> </tr> </tbody> </table> <p>t = 850 A</p> <p>φ850mmの等厚式連続地中壁を等厚式ソイルセメント連続壁工法(TRD)により構築するもの。布垣、カッターホールの挿入・引上げ、ソイルセメント壁の造成、芯材の建込み、セメント・ペントナイト等の材料を含む。</p> <p>芯材 H-488×300</p> <p>地中連続壁の芯材H-488×300の材料費、取扱い費及びH形鋼の継ぎ費用</p> <p>芯材 H-588×300</p> <p>地中連続壁の芯材H-588×300の材料費、取扱い費及びH形鋼の継ぎ費用</p> <p>芯材 H-700×300</p> <p>地中連続壁の芯材H-700×300の材料費、取扱い費及びH形鋼の継ぎ費用</p> <p>芯材 H-800×300</p> <p>地中連続壁の芯材H-800×300の材料費、取扱い費及びH形鋼の継ぎ費用</p> <p>撤去工 A</p> <p>地中連続壁の頭部芯材を(GL-1, 0m)で切断、撤去、処分するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 芯材の切断、撤去、スクラップ費 芯材切断範囲のソイルセメントの撤去、積込、本特記仕様書18-2に示す再資源化施設への運搬、処分 <p>撤去工 B</p> <p>地中連続壁の頭部芯材を(GL-1, 5m)で切断、撤去、処分するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 芯材の切断、撤去、スクラップ費 芯材切断範囲のソイルセメントの撤去、積込、本特記仕様書18-2に示す再資源化施設への運搬、処分 <p>撤去工 C</p> <p>地中連続壁の頭部芯材を(GL-2, 5m)で切断、撤去、処分するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 芯材の切断、撤去、スクラップ費 芯材切断範囲のソイルセメントの撤去、積込、本特記仕様書18-2に示す再資源化施設への運搬、処分 	単価表の項目	区分 内容	φ850 A	φ850mmの柱式連続地中壁を環境負荷低減型ソイルセメント連続壁工法(E CO-MW)により構築するもの。単杭施工での先行削孔を含む。布垣、錐錨、ソイルセメント壁の造成、芯材の建込み、セメント・ペントナイト等の材料を含む。遮断壁(芯材なし)を含む。	φ850 A (N)	φ850mmの柱式連続地中壁を環境負荷低減型ソイルセメント連続壁工法(E CO-MW)により構築するもの。単杭施工での先行削孔を含む。布垣、錐錨、ソイルセメント壁の造成、芯材の建込み、セメント・ペントナイト等の材料を含む。遮断壁(芯材なし)を含む。	φ1000 A	φ1000mmの柱式連続地中壁を環境負荷低減型ソイルセメント連続壁工法(E CO-MW)により構築するもの。単杭施工での先行削孔を含む。布垣、錐錨、ソイルセメント壁の造成、芯材の建込み、セメント・ペントナイト等の材料を含む。	φ1000 A (N)	φ1000mmの柱式連続地中壁をリーダー式ケーシング回転掘削工法により構築するもの。掘削、モルタルの打設、芯材の建込み、モルタル等の材料、覆工板の日々の開閉、施工箇所への資機材の日々の移動を含む。	φ1000 C (N)	φ1000mmの柱式連続地中壁をリーダー式ケーシング回転掘削工法により構築するもの。掘削、モルタルの打設、芯材の建込み、モルタル等の材料、覆工板の日々の開閉、施工箇所への資機材の日々の移動を含む。	φ1200 C (N)	φ1200mmの柱式連続地中壁をリーダー式ケーシング回転掘削工法により構築するもの。掘削、モルタルの打設、芯材の建込み、モルタル等の材料、覆工板の日々の開閉、施工箇所への資機材の日々の移動を含む。
単価表の項目	区分 内容															
φ850 A	φ850mmの柱式連続地中壁を環境負荷低減型ソイルセメント連続壁工法(E CO-MW)により構築するもの。単杭施工での先行削孔を含む。布垣、錐錨、ソイルセメント壁の造成、芯材の建込み、セメント・ペントナイト等の材料を含む。遮断壁(芯材なし)を含む。															
φ850 A (N)	φ850mmの柱式連続地中壁を環境負荷低減型ソイルセメント連続壁工法(E CO-MW)により構築するもの。単杭施工での先行削孔を含む。布垣、錐錨、ソイルセメント壁の造成、芯材の建込み、セメント・ペントナイト等の材料を含む。遮断壁(芯材なし)を含む。															
φ1000 A	φ1000mmの柱式連続地中壁を環境負荷低減型ソイルセメント連続壁工法(E CO-MW)により構築するもの。単杭施工での先行削孔を含む。布垣、錐錨、ソイルセメント壁の造成、芯材の建込み、セメント・ペントナイト等の材料を含む。															
φ1000 A (N)	φ1000mmの柱式連続地中壁をリーダー式ケーシング回転掘削工法により構築するもの。掘削、モルタルの打設、芯材の建込み、モルタル等の材料、覆工板の日々の開閉、施工箇所への資機材の日々の移動を含む。															
φ1000 C (N)	φ1000mmの柱式連続地中壁をリーダー式ケーシング回転掘削工法により構築するもの。掘削、モルタルの打設、芯材の建込み、モルタル等の材料、覆工板の日々の開閉、施工箇所への資機材の日々の移動を含む。															
φ1200 C (N)	φ1200mmの柱式連続地中壁をリーダー式ケーシング回転掘削工法により構築するもの。掘削、モルタルの打設、芯材の建込み、モルタル等の材料、覆工板の日々の開閉、施工箇所への資機材の日々の移動を含む。															
	誤	<p>22-13 地中連続壁工</p> <p>22-13-1 定義 地中連続壁工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、地中連続壁を施工することをい う。</p> <p>22-13-2 種別 地中連続壁工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分 内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>φ850 A</td> <td>φ850mmの柱式連続地中壁を環境負荷低減型ソイルセメント連続壁工法(E CO-MW)により構築するもの。単杭施工での先行削孔を含む。布垣、錐錨、ソイルセメント壁の造成、芯材の建込み、セメント・ペントナイト等の材料を含む。遮断壁(芯材なし)を含む。</td> </tr> <tr> <td>φ850 A (N)</td> <td>φ850mmの柱式連続地中壁を環境負荷低減型ソイルセメント連続壁工法(E CO-MW)により構築するもの。単杭施工での先行削孔を含む。布垣、錐錨、ソイルセメント壁の造成、芯材の建込み、セメント・ペントナイト等の材料を含む。遮断壁(芯材なし)を含む。</td> </tr> <tr> <td>φ1000 A</td> <td>φ1000mmの柱式連続地中壁を環境負荷低減型ソイルセメント連続壁工法(E CO-MW)により構築するもの。単杭施工での先行削孔を含む。布垣、錐錨、ソイルセメント壁の造成、芯材の建込み、セメント・ペントナイト等の材料を含む。</td> </tr> <tr> <td>φ1000 A (N)</td> <td>φ1000mmの柱式連続地中壁をリーダー式ケーシング回転掘削工法により構築するもの。掘削、モルタルの打設、芯材の建込み、モルタル等の材料、覆工板の日々の開閉、施工箇所への資機材の日々の移動を含む。</td> </tr> <tr> <td>φ1000 C (N)</td> <td>φ1000mmの柱式連続地中壁をリーダー式ケーシング回転掘削工法により構築するもの。掘削、モルタルの打設、芯材の建込み、モルタル等の材料、覆工板の日々の開閉、施工箇所への資機材の日々の移動を含む。</td> </tr> <tr> <td>φ1200 C (N)</td> <td>φ1200mmの柱式連続地中壁をリーダー式ケーシング回転掘削工法により構築するもの。掘削、モルタルの打設、芯材の建込み、モルタル等の材料、覆工板の日々の開閉、施工箇所への資機材の日々の移動を含む。</td> </tr> </tbody> </table> <p>t = 850 A</p> <p>φ850mmの等厚式連続地中壁を等厚式ソイルセメント連続壁工法(TRD)により構築するもの。布垣、カッターホールの挿入・引上げ、ソイルセメント壁の造成、芯材の建込み、セメント・ペントナイト等の材料を含む。</p> <p>芯材 H-488×300</p> <p>地中連続壁の芯材H-488×300の材料費、取扱い費及びH形鋼の継ぎ費用</p> <p>芯材 H-588×300</p> <p>地中連続壁の芯材H-588×300の材料費、取扱い費及びH形鋼の継ぎ費用</p> <p>芯材 H-700×300</p> <p>地中連続壁の芯材H-700×300の材料費、取扱い費及びH形鋼の継ぎ費用</p> <p>芯材 H-800×300</p> <p>地中連続壁の芯材H-800×300の材料費、取扱い費及びH形鋼の継ぎ費用</p> <p>撤去工 A (N)</p> <p>地中連続壁の頭部芯材を(GL-1, 0m)で切断、撤去、処分するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 芯材の切断、撤去、スクラップ費 芯材切断範囲のソイルセメントの撤去、積込、本特記仕様書18-2に示す再資源化施設への運搬、処分 <p>撤去工 B (N)</p> <p>地中連続壁の頭部芯材を(GL-1, 5m)で切断、撤去、処分するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 芯材の切断、撤去、スクラップ費 芯材切断範囲のソイルセメントの撤去、積込、本特記仕様書18-2に示す再資源化施設への運搬、処分 <p>撤去工 C (N)</p> <p>地中連続壁の頭部芯材を(GL-2, 5m)で切断、撤去、処分するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 芯材の切断、撤去、スクラップ費 芯材切断範囲のソイルセメントの撤去、積込、本特記仕様書18-2に示す再資源化施設への運搬、処分 	単価表の項目	区分 内容	φ850 A	φ850mmの柱式連続地中壁を環境負荷低減型ソイルセメント連続壁工法(E CO-MW)により構築するもの。単杭施工での先行削孔を含む。布垣、錐錨、ソイルセメント壁の造成、芯材の建込み、セメント・ペントナイト等の材料を含む。遮断壁(芯材なし)を含む。	φ850 A (N)	φ850mmの柱式連続地中壁を環境負荷低減型ソイルセメント連続壁工法(E CO-MW)により構築するもの。単杭施工での先行削孔を含む。布垣、錐錨、ソイルセメント壁の造成、芯材の建込み、セメント・ペントナイト等の材料を含む。遮断壁(芯材なし)を含む。	φ1000 A	φ1000mmの柱式連続地中壁を環境負荷低減型ソイルセメント連続壁工法(E CO-MW)により構築するもの。単杭施工での先行削孔を含む。布垣、錐錨、ソイルセメント壁の造成、芯材の建込み、セメント・ペントナイト等の材料を含む。	φ1000 A (N)	φ1000mmの柱式連続地中壁をリーダー式ケーシング回転掘削工法により構築するもの。掘削、モルタルの打設、芯材の建込み、モルタル等の材料、覆工板の日々の開閉、施工箇所への資機材の日々の移動を含む。	φ1000 C (N)	φ1000mmの柱式連続地中壁をリーダー式ケーシング回転掘削工法により構築するもの。掘削、モルタルの打設、芯材の建込み、モルタル等の材料、覆工板の日々の開閉、施工箇所への資機材の日々の移動を含む。	φ1200 C (N)	φ1200mmの柱式連続地中壁をリーダー式ケーシング回転掘削工法により構築するもの。掘削、モルタルの打設、芯材の建込み、モルタル等の材料、覆工板の日々の開閉、施工箇所への資機材の日々の移動を含む。
単価表の項目	区分 内容															
φ850 A	φ850mmの柱式連続地中壁を環境負荷低減型ソイルセメント連続壁工法(E CO-MW)により構築するもの。単杭施工での先行削孔を含む。布垣、錐錨、ソイルセメント壁の造成、芯材の建込み、セメント・ペントナイト等の材料を含む。遮断壁(芯材なし)を含む。															
φ850 A (N)	φ850mmの柱式連続地中壁を環境負荷低減型ソイルセメント連続壁工法(E CO-MW)により構築するもの。単杭施工での先行削孔を含む。布垣、錐錨、ソイルセメント壁の造成、芯材の建込み、セメント・ペントナイト等の材料を含む。遮断壁(芯材なし)を含む。															
φ1000 A	φ1000mmの柱式連続地中壁を環境負荷低減型ソイルセメント連続壁工法(E CO-MW)により構築するもの。単杭施工での先行削孔を含む。布垣、錐錨、ソイルセメント壁の造成、芯材の建込み、セメント・ペントナイト等の材料を含む。															
φ1000 A (N)	φ1000mmの柱式連続地中壁をリーダー式ケーシング回転掘削工法により構築するもの。掘削、モルタルの打設、芯材の建込み、モルタル等の材料、覆工板の日々の開閉、施工箇所への資機材の日々の移動を含む。															
φ1000 C (N)	φ1000mmの柱式連続地中壁をリーダー式ケーシング回転掘削工法により構築するもの。掘削、モルタルの打設、芯材の建込み、モルタル等の材料、覆工板の日々の開閉、施工箇所への資機材の日々の移動を含む。															
φ1200 C (N)	φ1200mmの柱式連続地中壁をリーダー式ケーシング回転掘削工法により構築するもの。掘削、モルタルの打設、芯材の建込み、モルタル等の材料、覆工板の日々の開閉、施工箇所への資機材の日々の移動を含む。															

記載内容を次のとおり訂正します。

訂正箇所	正誤区分	訂正内容																												
特記仕様書 47頁 22-13 地中連続壁工	誤	<p>22-13-7 支 払</p> <p>(1) 地中連続壁工 $\phi \bigcirc \bigcirc A$、$\phi \bigcirc \bigcirc A$ (N)、及び $t = \bigcirc \bigcirc A$ の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m^3当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う地中連続壁の布掘り掘削、ガイド施工、先行削孔、セメント系懸濁液との混練、芯材（材料費は除く）の建込み、特許に関する費用、プラントの組立・解体、覆工板の日々の開閉、施工箇所への資機材の日々の移動等地中連続壁工 $\phi \bigcirc \bigcirc A$、$\phi \bigcirc \bigcirc A$ (N)、及び $t = \bigcirc \bigcirc A$ の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものとす。</p> <p>(2) 地中連続壁工 $\phi \bigcirc \bigcirc C$、$\phi \bigcirc \bigcirc C$ (N) の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う地中連続壁の布掘り掘削、ガイド施工、削孔、モルタル打設、芯材（材料費は除く）の建込み、覆工板の日々の開閉、施工箇所への資機材の日々の移動等地中連続壁工 $\phi \bigcirc \bigcirc C$、$\phi \bigcirc \bigcirc C$ (N) の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものとす。</p> <p>(3) 地中連続壁工 芯材 H-●×●の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 t 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う地中連続壁の芯材（H形鋼）の材料費、取卸し費、芯材の維手材料及び加工等地中連続壁工 芯材 H-●×●の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものとす。</p> <p>(4) 地中連続壁工 撤去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 t 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う芯材の切断、撤去、積込、運搬、処分、ソイルセメントの撤去、積込、運搬、処分等地中連続壁工 撤去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものとす。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- (1) 地中連続壁工</td> <td></td> </tr> <tr> <td> $\phi \bigcirc \bigcirc A$</td> <td>m^3</td> </tr> <tr> <td> $\phi \bigcirc \bigcirc A$ (N)</td> <td>m^3</td> </tr> <tr> <td> $\phi \bigcirc \bigcirc C$</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td> $\phi \bigcirc \bigcirc C$ (N)</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td> $t = \bigcirc \bigcirc A$</td> <td>m^3</td> </tr> <tr> <td> 芯材 H-●×●</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td> 撤去工 A</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td> 撤去工 B</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td> 撤去工 C</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) t ○○及びφ ○○は壁寸法、H●×●はH形鋼の寸法を示す。</p>	単価表の項目	検測の単位	特- (1) 地中連続壁工		$\phi \bigcirc \bigcirc A$	m^3	$\phi \bigcirc \bigcirc A$ (N)	m^3	$\phi \bigcirc \bigcirc C$	m	$\phi \bigcirc \bigcirc C$ (N)	m	$t = \bigcirc \bigcirc A$	m^3	芯材 H-●×●	t	撤去工 A	t	撤去工 B	t	撤去工 C	t						
単価表の項目	検測の単位																													
特- (1) 地中連続壁工																														
$\phi \bigcirc \bigcirc A$	m^3																													
$\phi \bigcirc \bigcirc A$ (N)	m^3																													
$\phi \bigcirc \bigcirc C$	m																													
$\phi \bigcirc \bigcirc C$ (N)	m																													
$t = \bigcirc \bigcirc A$	m^3																													
芯材 H-●×●	t																													
撤去工 A	t																													
撤去工 B	t																													
撤去工 C	t																													
	正	<p>22-13-7 支 払</p> <p>(1) 地中連続壁工 $\phi \bigcirc \bigcirc A$、$\phi \bigcirc \bigcirc A$ (N)、及び $t = \bigcirc \bigcirc A$ の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m^3当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う地中連続壁の布掘り掘削、ガイド施工、先行削孔、セメント系懸濁液との混練、芯材（材料費は除く）の建込み、特許に関する費用、プラントの組立・解体、覆工板の日々の開閉、施工箇所への資機材の日々の移動等地中連続壁工 $\phi \bigcirc \bigcirc A$、$\phi \bigcirc \bigcirc A$ (N)、及び $t = \bigcirc \bigcirc A$ の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものとす。</p> <p>(2) 地中連続壁工 $\phi \bigcirc \bigcirc C$、$\phi \bigcirc \bigcirc C$ (N) の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う地中連続壁の布掘り掘削、ガイド施工、削孔、モルタル打設、芯材（材料費は除く）の建込み、覆工板の日々の開閉、施工箇所への資機材の日々の移動等地中連続壁工 $\phi \bigcirc \bigcirc C$、$\phi \bigcirc \bigcirc C$ (N) の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものとす。</p> <p>(3) 地中連続壁工 芯材 H-●×●の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 t 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う地中連続壁の芯材（H形鋼）の材料費、取卸し費、芯材の維手材料及び加工等地中連続壁工 芯材 H-●×●の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものとす。</p> <p>(4) 地中連続壁工 撤去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 t 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う芯材の切断、撤去、積込、運搬、処分、ソイルセメントの撤去、積込、運搬、処分等地中連続壁工 撤去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものとす。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- (1) 地中連続壁工</td> <td></td> </tr> <tr> <td> $\phi \bigcirc \bigcirc A$</td> <td>m^3</td> </tr> <tr> <td> $\phi \bigcirc \bigcirc A$ (N)</td> <td>m^3</td> </tr> <tr> <td> $\phi \bigcirc \bigcirc C$</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td> $\phi \bigcirc \bigcirc C$ (N)</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td> $t = \bigcirc \bigcirc A$</td> <td>m^3</td> </tr> <tr> <td> 芯材 H-●×●</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td> 撤去工 A</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td> 撤去工 A (N)</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td> 撤去工 B</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td> 撤去工 B (N)</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td> 撤去工 C</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td> 撤去工 C (N)</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) t ○○及びφ ○○は壁寸法、H●×●はH形鋼の寸法を示す。</p>	単価表の項目	検測の単位	特- (1) 地中連続壁工		$\phi \bigcirc \bigcirc A$	m^3	$\phi \bigcirc \bigcirc A$ (N)	m^3	$\phi \bigcirc \bigcirc C$	m	$\phi \bigcirc \bigcirc C$ (N)	m	$t = \bigcirc \bigcirc A$	m^3	芯材 H-●×●	t	撤去工 A	t	撤去工 A (N)	t	撤去工 B	t	撤去工 B (N)	t	撤去工 C	t	撤去工 C (N)	t
単価表の項目	検測の単位																													
特- (1) 地中連続壁工																														
$\phi \bigcirc \bigcirc A$	m^3																													
$\phi \bigcirc \bigcirc A$ (N)	m^3																													
$\phi \bigcirc \bigcirc C$	m																													
$\phi \bigcirc \bigcirc C$ (N)	m																													
$t = \bigcirc \bigcirc A$	m^3																													
芯材 H-●×●	t																													
撤去工 A	t																													
撤去工 A (N)	t																													
撤去工 B	t																													
撤去工 B (N)	t																													
撤去工 C	t																													
撤去工 C (N)	t																													

記載内容を次のとおり訂正します。

訂正箇所	正誤区分	訂正内容						
特記仕様書 67頁 22-25 断面修復工	誤	<p>22-25 断面修復工</p> <p>22-25-1 定義</p> <p>断面修復工とは、設計図書及び監督員の指示に従ってH形鋼（中間杭）を切断、撤去し函体構造物の軸体表面の修復を行うことをいう。</p> <p>22-25-2 種別</p> <p>断面修復工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th><th>区分内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C 1</td><td> 函体構造物の表面（H形鋼撤去部分）の修復を行うもの。 1) 底盤上面、頂版下面及びGL-1.0m~2.5mでのH形鋼（中間杭）の切断、撤去、スクラップ費 2) 底盤上面の修復（プライマー塗布、モルタル補修） 3) 頂版下面の修復（エポキシ系防錆塗装） 4) 移動足場（高所作業車）の損料 </td></tr> <tr> <td>C 1 (U)</td><td> 函体構造物の表面（H形鋼撤去部分）の修復を行うもの。 1) 底盤上面、頂版下面及びGL-1.0m~2.5mでのH形鋼（中間杭）の切断、撤去、スクラップ費 2) 底盤上面の修復（プライマー塗布、モルタル補修） 3) 頂版下面の修復（エポキシ系防錆塗装） 4) 移動足場（高所作業車）の損料 </td></tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	C 1	函体構造物の表面（H形鋼撤去部分）の修復を行うもの。 1) 底盤上面、頂版下面及びGL-1.0m~2.5mでのH形鋼（中間杭）の切断、撤去、スクラップ費 2) 底盤上面の修復（プライマー塗布、モルタル補修） 3) 頂版下面の修復（エポキシ系防錆塗装） 4) 移動足場（高所作業車）の損料	C 1 (U)	函体構造物の表面（H形鋼撤去部分）の修復を行うもの。 1) 底盤上面、頂版下面及びGL-1.0m~2.5mでのH形鋼（中間杭）の切断、撤去、スクラップ費 2) 底盤上面の修復（プライマー塗布、モルタル補修） 3) 頂版下面の修復（エポキシ系防錆塗装） 4) 移動足場（高所作業車）の損料
単価表の項目	区分内容							
C 1	函体構造物の表面（H形鋼撤去部分）の修復を行うもの。 1) 底盤上面、頂版下面及びGL-1.0m~2.5mでのH形鋼（中間杭）の切断、撤去、スクラップ費 2) 底盤上面の修復（プライマー塗布、モルタル補修） 3) 頂版下面の修復（エポキシ系防錆塗装） 4) 移動足場（高所作業車）の損料							
C 1 (U)	函体構造物の表面（H形鋼撤去部分）の修復を行うもの。 1) 底盤上面、頂版下面及びGL-1.0m~2.5mでのH形鋼（中間杭）の切断、撤去、スクラップ費 2) 底盤上面の修復（プライマー塗布、モルタル補修） 3) 頂版下面の修復（エポキシ系防錆塗装） 4) 移動足場（高所作業車）の損料							
	正	<p>22-25 断面修復工</p> <p>22-25-1 定義</p> <p>断面修復工とは、設計図書及び監督員の指示に従ってH形鋼（中間杭）を切断、撤去し函体構造物の軸体表面の修復を行うことをいう。</p> <p>22-25-2 種別</p> <p>断面修復工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th><th>区分内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C 1</td><td> 函体構造物の表面（H形鋼撤去部分）の修復を行うもの。 1) 底版上面、頂版下面及びGL-1.0m~2.5mでのH形鋼（中間杭）の切断、撤去、スクラップ費 2) 底版上面の修復（プライマー塗布、モルタル補修） 3) 頂版下面の修復（エポキシ系防錆塗装） 4) 移動足場（高所作業車）の損料 </td></tr> <tr> <td>C 1 (U)</td><td> 函体構造物の表面（H形鋼撤去部分）の修復を行うもの。 1) 底版上面及び頂版下面でのH形鋼（中間杭）の切断、撤去、スクラップ費 2) GL-1.0m~2.5mでのH形鋼（中間杭）の切断・撤去（※） 及びスクラップ費 3) 底版上面の修復（プライマー塗布、モルタル補修） 4) 頂版下面の修復（エポキシ系防錆塗装） 5) 移動足場（高所作業車）の損料 </td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※夜間作業</p>	単価表の項目	区分内容	C 1	函体構造物の表面（H形鋼撤去部分）の修復を行うもの。 1) 底版上面、頂版下面及びGL-1.0m~2.5mでのH形鋼（中間杭）の切断、撤去、スクラップ費 2) 底版上面の修復（プライマー塗布、モルタル補修） 3) 頂版下面の修復（エポキシ系防錆塗装） 4) 移動足場（高所作業車）の損料	C 1 (U)	函体構造物の表面（H形鋼撤去部分）の修復を行うもの。 1) 底版上面及び頂版下面でのH形鋼（中間杭）の切断、撤去、スクラップ費 2) GL-1.0m~2.5mでのH形鋼（中間杭）の切断・撤去（※） 及びスクラップ費 3) 底版上面の修復（プライマー塗布、モルタル補修） 4) 頂版下面の修復（エポキシ系防錆塗装） 5) 移動足場（高所作業車）の損料
単価表の項目	区分内容							
C 1	函体構造物の表面（H形鋼撤去部分）の修復を行うもの。 1) 底版上面、頂版下面及びGL-1.0m~2.5mでのH形鋼（中間杭）の切断、撤去、スクラップ費 2) 底版上面の修復（プライマー塗布、モルタル補修） 3) 頂版下面の修復（エポキシ系防錆塗装） 4) 移動足場（高所作業車）の損料							
C 1 (U)	函体構造物の表面（H形鋼撤去部分）の修復を行うもの。 1) 底版上面及び頂版下面でのH形鋼（中間杭）の切断、撤去、スクラップ費 2) GL-1.0m~2.5mでのH形鋼（中間杭）の切断・撤去（※） 及びスクラップ費 3) 底版上面の修復（プライマー塗布、モルタル補修） 4) 頂版下面の修復（エポキシ系防錆塗装） 5) 移動足場（高所作業車）の損料							